

【会社名】 ALSOKエムビック研究所株式会社

【本社所在地】 〒140-0002
東京都品川区東品川2-2-24
天王洲セントラルタワー18階

【登録衛生検査所番号】 福保医安登第242号

【創業】 昭和62年1月

【環境分析センター所在地】 〒183-0035
東京都府中市四谷5丁目2726-5

検査・サービス

- 腸内細菌検査
- ノロウイルス検査
- 拭き取り検査
- 食品微生物検査
- 食品保存検査
- 水質検査
- 栄養成分分析
- 食物アレルギー検査
- 残留農薬検査
- ハラール検査
- アスベスト検査
- 室内環境測定
- 異物検査
- 放射線検査
- 新型コロナウイルス検査
- 衛生点検(サニテーション)
- HACCP導入支援
- 床面防滑施工

物品販売

- 拭き取りパッケージ
- 新型コロナウイルス抗原キット
- その他衛生用品・防災関連商品

会社沿革

- 昭和62年1月 ● 株式会社エムビック設立
医療、福祉に関する経営コンサルティング開始
- 平成10年2月 ● 衛生化学研究所を東京都東村山市に設立し、
微生物細菌検査受託事業開始
- 平成11年3月 ● 食品検査、拭き取り検査の受託事業開始
- 平成13年3月 ● 東京都から水質検査事業所登録の認可を得て、
水質分析事業開始
- 平成13年10月 ● 衛生化学研究所を東京都立川市に移転
- 平成14年9月 ● 食品栄養成分分析の受託事業開始
- 平成14年12月 ● 株式会社エムビックと株式会社らいふが合併
併し同時に研究所を「株式会社らいふエムビ
ック環境分析センター」と改称
- 平成20年3月 ● ISO9001認証取得
- 平成24年9月 ● 東京都品川区東品川(天王洲)に本社移転
放射能分析ISO17025取得
- 平成25年12月 ● エムビック環境分析センターを府中市に移転
- 平成26年12月 ● 株式会社らいふホールディングスを設立し、
高齢社会サービス事業を株式会社らいふ、環境
事業を株式会社エムビックらいふに分割譲渡して
グループ体制を構築
- 令和2年4月 ● 総合警備保障株式会社(ALSOK)グループ入り
- 令和2年12月 ● 検査結果閲覧サイト
『Mbic Life Community』開設
- 令和6年4月 ● ALSOKエムビック研究所株式会社に社名変更
らいふグループ再編により株式会社らいふが
株式会社らいふホールディングスを吸収合併、
株式会社らいふホールディングスから
総合警備保障株式会社(ALSOK)に株主変更

本社 周辺地図

【住所】
東京都品川区東品川2-2-24
天王洲セントラルタワー18階

【最寄り駅】
東京モノレール/りんかい線
天王洲アイランド駅から徒歩約3分



本社



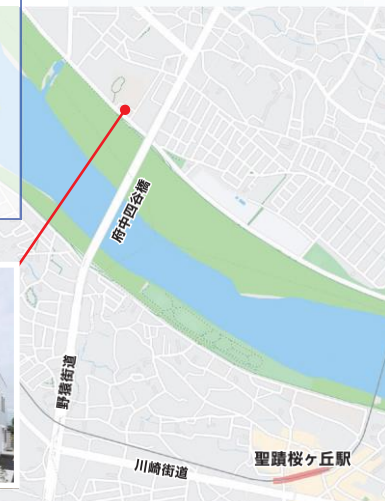
環境分析センター 周辺地図

【住所】
東京都府中市四谷
5丁目2726-5

【最寄り駅】
京王線・聖蹟桜ヶ丘駅から
バス約7分
(国立駅行き～府中四谷橋北下車)



環境分析センター



この検査が「安全・安心」につながる

ALSOKエムビック研究所株式会社

〒140-0002 東京都品川区東品川2-2-24 天王洲セントラルタワー18階
TEL:03-5769-7247 FAX:03-5769-7248

検査・サービス

セット
割

左のマークの付いているサービスを複数組み合わせる検査をご依頼される場合や、複数回のご利用をお約束の上でご契約頂く場合には検査料金を特別にお値引きいたします。

腸内細菌検査

セット
割

赤痢菌・サルモネラ属菌・チフス菌・パラチフスA菌・腸管出血性大腸菌

- ◆健康保菌者(自覚症状のない食中毒菌の保菌者)の特定の為の検査
- ◆食中毒発生時の原因究明の為の検査
(ヒトを介した二次感染もしくは食品そのものの汚染)

O157セット (赤痢菌・サルモネラ属菌・チフス菌・パラチフスA菌・O157)

EHECセット (O157セット+O26・O111・O128)

EHECプラスセット (O157セット+O26・O111・O121・O103・O145)

ノロウイルス検査

セット
割

ノロウイルス・リアルタイムRT-PCR法・即日報告

- ◆健康保菌者の特定や症状がある方の感染確認の為の検査
(ノロウイルスによる食中毒は冬季に多発し、1件あたりの患者数も多くなる傾向にある)

リアルタイムRT-PCR法 半定量 即日報告 (午前中到着時)

リアルタイムRT-PCR法 定性 翌日報告

食品微生物検査・食品保存検査

細菌による汚染・消費期限・賞味期限の設定

- ◆食品微生物検査:検査対象となる食品から微生物が検出されるか確認する検査
- ◆食品保存検査:食品の消費期限・賞味期限を設定する為に各種温度帯にて保存し、ご依頼の期間まで継続的に測定する検査

一般生菌数・大腸菌群・黄色ブドウ球菌

サルモネラ属菌・腸炎ピブリオ菌・E.Coli・O157

食品保存検査

ハラール検査

ハラール認証・アルコール定性検査・豚由来遺伝子

- ◆ハラール食品や製品についてはアルコールや豚由来の成分の含有は禁忌とされています。
- ◆ハラール検査では宗教的規則を遵守しつつ科学的で正確な分析が必要とされます。

ハラール・アルコール検査

ハラール・豚由来遺伝子検査

ハラール・コレステロール検査

栄養成分分析

食品表示義務化・強調表示・海外輸出

- ◆食品表示法の施行により、2020年4月に義務化された成分表示に対応する検査
- ◆機能性食品などの強調表示の為の検査
- ◆輸出先各国で必要となる項目が異なります。

基本成分7項目セット (熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・水分・灰分・ナトリウムもしくは食塩相当量(換算値))

食物繊維・糖質

各種脂肪酸・ビタミン類

食物アレルギー検査

簡易法・ELISA法・PCR法・ウェスタンブロット法

- ◆アレルギー症状を引き起こす物質の食品表示基準に対応する為の検査
- ◆表示の義務がある「卵・乳・小麦・そば・くるみ・落花生・えび・かに」の8項目の特定原材料のほか、表示推奨の20項目があります(2024年4月現在)。

一次検査(1キット) (卵・乳・小麦・そば・落花生・くるみ)

一次検査(2キット) (卵・乳・小麦・そば・落花生・くるみ)

一次検査(1キット) (甲殻類)

拭き取り検査

衛生環境チェック・調理従事者の衛生管理

- ◆厨房環境や調理器具等の衛生状態を確認する為の検査
- ◆食品取扱者の手指の衛生状態を確認する為の検査

一般生菌数・大腸菌群・黄色ブドウ球菌

サルモネラ属菌・腸炎ピブリオ菌・E.Coli・O157

カンピロバクター・セレウス菌・真菌数

異物検査

混入クリーム・カタラーゼ試験・蛍光エックス線分析

- ◆光学顕微鏡・試薬検査や蛍光エックス線等の手法で、混入した異物の詳細な分析を行う検査

昆虫・寄生虫

植物片・石・毛髪・骨片・ガラス

金属・樹脂

衛生点検(サニテーション)

セット
割

巡回衛生点検・HACCP対策・衛生コンサルティング

- ◆専門の点検員が、人・食品・環境をくまなく点検し問題点を掘り下げて分析します。加えて細菌学的な検査を実施することで科学的アプローチによる目に見えないリスクを顕在化させます。

- 異物や虫の混入、食中毒事故の予防に
- 不衛生な見た目によるイメージダウン対策に
- HACCPの実施管理に

- ◆HACCPの導入支援にも対応。仕様や実施などお客様の要望を取り入れたオーダーメイドサービスをご提供。

- ◆衛生点検実施後に報告書・報告会で問題解決をしっかりとサポート。



①巡回衛生点検 (点検員による衛生点検)

- ・店舗・工場などに直接伺い目視点検や聞き取り調査を実施し現状の問題点を把握。
- ・専用のチェックリストに基づく衛生環境の点検

②検査による定量報告

- ・食品微生物検査
- ・拭き取り検査
- ・落下細菌検査

③報告・総合評価報告会

- ・課題分析、改善対策
- ・レーダーチャートによる総合診断
- ・経験豊かな点検員による指導
- ・定量的な検査結果による評価

④改善の為のご提案

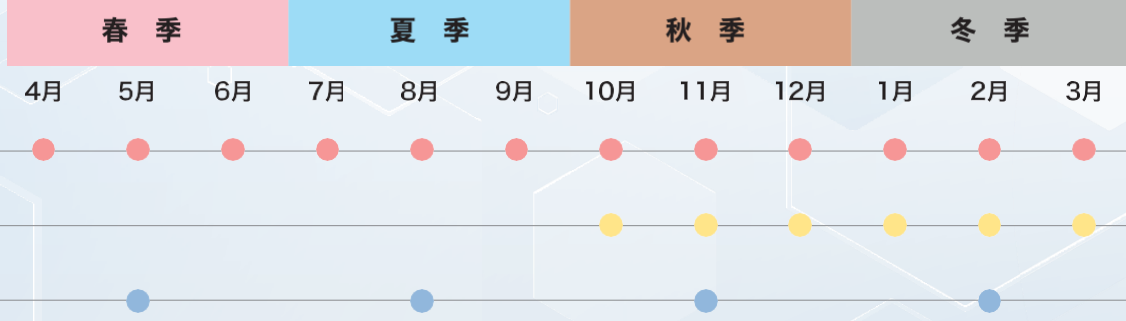
- ・従業員へ講習会・セミナー実施
- ・食中毒防止の徹底的な指導教育
- ・動線・業務区分指導
- ・協力会社による消毒・清掃

豆知識

— 食品衛生法の改正により、2021年6月よりHACCPに沿った衛生管理が義務化されました。 —

HACCPとは原材料の受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染や異物の混入などの危害を予測し、危害の防止に繋がる特に重要な工程を連続的・継続的に監視し記録することにより製品の安全性を確保する衛生管理手法です。

導入モデル ケース



豆知識

— 食品衛生法やビル管理法により事業者は定期的に水質検査を実施する事が義務付けられています。 —

食品製造用水又は飲食店の調理用の水等で使用する水が水道水以外の場合、年1回の水質検査26項目が義務付けられています。また、ビル管理法により特定建築物の飲料水については、年2回の飲料水16項目と、年1回(6月~9月)の消毒副生成物12項目の実施が求められています。

水質検査

セット
割

食品製造用水・貯水槽・井戸水・浴槽水

- ◆飲用水・食品製造用水・浴槽水等、各種水質基準に適合しているかを確認する為の検査

水質検査26項目セット等

消毒副生成物12項目セット

レジオネラ検査・浴槽水3項目セット

アスベスト検査・室内環境測定

大気汚染防止法改正・シックハウス症候群

- ◆人体に悪影響を与える化学物質の含有の有無や基準値に適合しているかを確認する為の検査

アスベスト

ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド

揮発性有機化合物 (トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン)

豆知識

— 2021年4月に大気汚染防止法が改正されアスベストに関する規制が強化されました。 —

建築物の解体工事等でアスベストの飛散を防止する為、全てのアスベスト含有建材へ規制対象が拡大され、一定規模以上の工事については事前調査結果を自治体に報告することが義務化されました。また、2023年10月より事前調査は建築物石綿含有調査者等の有資格者に行わせることと規定されました。